

## 令和2年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日(火) 午前10時から10時31分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(9人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 1番 加藤虎三

3番 町田幸広

4番 町田多

5番 佐野貞行

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒舩敏明

第3 石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

9番 若林想一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤岩利行

書記 町田勝一

小俣敏孝

## 7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。本日、9番の若林想一郎委員からの欠席の旨通告がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

8番小泉茂樹委員、10番武藤量司委員のご両名にお願いいたします。よろしく申し上げます。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について議題といたします。

会議規則第11条の規定により、石黒農地利用最適化推進委員の退席をお願いいたします。

〔石黒夢積農地利用最適化推進委員退席〕

議長 それでは、議案第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況は茶畑で、面積は2,554平方メートルです。

譲受人、譲渡人ともに町内在住の方です。

申請理由は使用貸借権5年の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申

請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根八坂神社から南南西、武甲山方面に約500メートルのところ、申請地になります。

本件につきましては、しばらくの間放置されていた申請地を譲受人が再生し、今後も営農していきたいとのことで、先月の総会において、農地法施行規則第17条第2項を適用し、申請地を区域として設定し、別段の面積を1アールとするとの当委員会の決定を受けて提出されたものです。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号、全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地取得し、反する行為、例えば違反転用等に当たりますが、これらがないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号、常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第7号、地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

なお、通常の審議で要件となる、農地法第3条第2項第5号、下限面積要件につきましては、先ほどご説明したとおり、先月の総会において、取得後の農地が30アール以上であることという要件にかえて、別段の面積を1アールとする決定を受けているところです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了いたします。

本来であれば、この後、担当委員の説明に移るわけですが、本案件は事務局の説明にもあったとおり、先月開催の総会において、別段の面積を設定した農地についての許可申請です。先月の審議の際、担当委員から詳しく説明を受けておりますので、今回は説明を省略いたします。

暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時07分

議 長 それでは、再開いたします。  
ここで質疑に移りたいと思いますが、よろしくお願ひします。  
よろしいですか。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。上程中の議案第2号につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。  
よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可することに決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

石黒農地利用最適化推進委員の入室をお願いいたします。

〔石黒夢積農地利用最適化推進委員復席〕

議 長 石黒農地利用最適化推進委員に報告を申し上げます。  
ただいま審議いたしましたところ、議案第2号については、全員賛成により、許可することに決定いたしました。よろしくお願ひいたします。

続いて、日程第4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件についてを議題といたします。

まずは、議案第3号番号1について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号番号1についてご説明いたします。

議案第3号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況ともに畑となっており、計画面積は1,514平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり、神奈川県に所在する法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、入間市在住の方であります。申請理由は、駐車場（モータープール）で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、国道299号線を飯能方面に進み、芦ヶ久保の赤谷トンネルを過ぎて、中井浄水場へと向かう上中井橋を左折、橋を渡ったすぐのところ、町道を挟んで左右が今回の申請地になります。

譲受人は、神奈川県内において中古車販売業を営んでおりますが、今般

皆野町に営業所を開設する予定であり、そこで販売する車をストックする場所、いわゆるモータープールとして利用するため、申請地を取得し、転用したい旨の申請でございます。

なお、申請地に隣接して、譲渡人が所有する宅地と、宅地に建築されている家屋、現在は空き家となっておりますが、こちらを一括取得し、家屋をリフォームし、休憩所等として一体利用する計画です。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いいたします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。

上程されました議案第3号番号1について、農地利用最適化推進委員としての所見を申し上げます。去る2月24日の午後4時30分に農業委員の町田委員と現地確認をいたしました。場所は、芦ヶ久保22区入山地区の上中井橋を渡ったところになります。以前は農地として利用されていたようですが、現在は休耕となっており、所有者も入間市に在住しているため、農地を継続するのは不可能と思われれます。今回、駐車場（モータープール）として利用する農地転用について、近隣農地への影響は少ないと思われれますので、委員の皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で担当推進委員の所見を終了いたします。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

4番、町田補助委員、お願いいたします。

町田委員 ただいま石黒推進委員のほうから説明があったとおりでございます。現地調査を行いましたけれども、この上中井橋を渡った道路を挟んだ左右が申請地となっております。1つ、橋を渡って右側なのですけれども、スロープになっていまして、ここを駐車場として利用することになります。フラットになりますので、その辺で法面ができてきます。その法面に関しましては、関連法令等もありますから、そういうものをクリアできるような形でつくっていくとは思いますが、ただこれ縦横断図とかそういうのはないので、私には判断できませんから、その辺の指導はきちんとやっていただければ大丈夫だと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で補助委員の所見を終了いたします。  
ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時16分

議 長 それでは、再開いたします。  
質疑に移ります。質疑ございませんか。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第3号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。

よって、議案第3号番号1、農地法第5条の規定に関する件につきましては許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達させていただきます。

ここで会議規則第11条の規定によりまして、6番小室委員の退席をお願いいたします。

〔6番小室寿徳委員退席〕

議 長 それでは、議案第3号番号2について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号番号2についてご説明いたします。

議案第3号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります11筆です。台帳地目は畑及び田ですが、現況地目はすべて畑です。面積は、11筆合計で7,572平方メートルとなります。

申請地の場所ですが、2枚めくっていただき、案内図3及びその次の案内図4の中で、赤色で示した場所になります。案内図3で番号①、案内図4で番号②から⑩の場所を示しておりますが、いずれも宇根地区になりますので、案内図上でご確認いただきたいと思います。なお、案内図に記載した①から⑩までの番号は、議案書の備考欄に記載した番号と対応しております。

議案書に戻りまして、申請人についてご説明いたします。譲受人は、横瀬町の観光産業振興のため活動している一般社団法人です。なお、譲渡人については、所有者、相続権者を含め10名いらっしゃいますが、後ほど各筆ごとに説明いたします。申請理由は、案内図番号①は、芝桜開花時期の臨時駐車場への案内所及び臨時駐車場として、案内図番号②から⑩は芝桜開

花時期の臨時駐車場として利用するため、農地の一時転用をしたいとなっております。権利の種類は、11筆全て賃借権の設定となっております。

続きまして、各筆ごとに説明いたします。案内図番号①の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,697平方メートルうち392平方メートルの申請です。譲渡人は、町内在住の方、1名です。

案内図番号②の農地は、台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は1,798平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方、1名です。

案内図番号③と④の農地は、2筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は2筆合わせて992平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方、1名です。

案内図番号⑤、⑥、⑦の農地は、3筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は3筆合わせて1,801平方メートルです。譲渡人は、町内在住の方と秩父市在住の方の2名です。

案内図番号⑧と⑨の農地は、2筆とも台帳地目、現況ともに畑となっており、面積は2筆合わせて1,705平方メートルです。譲渡人は、神奈川県横浜市、埼玉県川越市及び東京都武蔵野市に在住する3名です。

案内図番号⑩の農地は、台帳地目は田、現況は畑で、面積は544平方メートルです。譲渡人は、秩父市内在住の方、1名です。

案内図番号⑪の農地は、台帳地目は田、現況は畑で、面積は340平方メートルです。譲渡人は、熊谷市在住の方、1名です。

ちなみに、案内図番号⑩と⑪については、隣接する雑種地と一体利用する計画となっております。

なお、今回一時転用申請した農地7,572平方メートルを加えた、臨時駐車場の計画全体面積は1万6,219平方メートルとなっております。

農地区分についてですが、案内図番号①の農地は、300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。そのほかの、案内図番号②から⑪の農地については、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第3号番号2について、担当推進委員として、農地法第5条第1項規定による農地転用許可申請について、申請書並びに添付書類を精査し、去る21日金曜日に、小室委員と同行し、また譲受人である一般社団法人事務局担当者の〇〇氏立ち会いで調査を13時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件は、羊山公園芝桜開花期から多くの観光客が見込まれるので、交通渋滞対策と臨時駐車場（約10カ所に260台）の確保と案内所を設置するために、町内の一般社団法人が譲受人で芝桜会場に隣接する宇根地内の農地地権者7人から一括して約2カ月間の賃貸借契約を締結して、一時転用するものです。

なお、添付されている登記事項証明書では、地権者7人ですが、申請書の譲渡人は10名の名前が確認できますので、地権者の方が既に他界していて、地権者の法定相続人が譲渡人として氏名を列記しているものと推察します。

それでは、添付書類の案内図①から⑪まで随時説明させていただきます。案内図の①は、299号道路の旧よこせ書店から武甲山方面に約60メートル進行した農地に案内所を設けて、さらに道なりに進行すると、宇根のコミュニティー広場西方に②の臨時駐車場申請地（約57台駐車可能）、また②の申請地南方に⑩と⑪の臨時駐車場の申請地（約34台可能）で、上宇根センターの近隣に集中して案内図③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の臨時駐車場が設けられ（約169台可能）許可後の利用開始から最終日まで、1日約260台が駐車可能な臨時駐車場として11筆の農地総面積7,572平米（約2反3畝）を一時転用するもので、各臨時駐車場には2名から3名ほどの車両整理担当者を配置したいとのことで、例年どおりに期間終了後は農地を耕耘して作付計画書のとおり、各地権者が実行するとのことです。一時転用に伴う周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員の皆さんのご審議のほどをよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 続きまして、補助委員の説明をお願いするところですが、6番小室委員が退席中につきまして、説明を省略いたします。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時29分

議 長 再開させていただきます。  
続きまして、質疑に移ります。いかがでしょうか。よろしいですか。  
〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。上程中の議案第3号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
〔挙手全員〕

議 長 全員賛成です。  
よって、議案第3号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。  
小室委員の入室をお願いいたします。  
〔6番小室寿徳委員復席〕

議 長 6番、小室委員に報告を申し上げます。  
ただいま審議いたしましたところ、議案第3号番号2については、全員賛成により許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。よろしくをお願いいたします。  
ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。  
よって、そのように処理させていただきます。  
本日委員会で審議すべき議案は全て終了しました。これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時31分)